

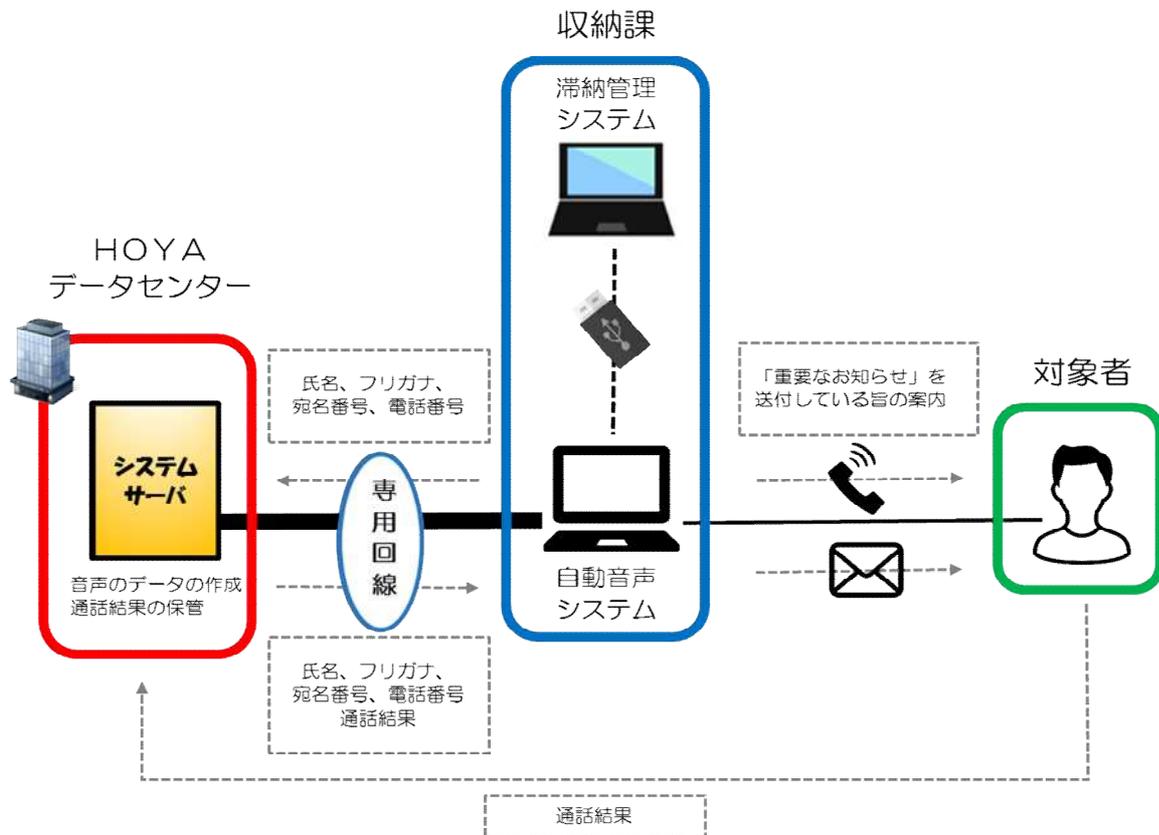
特別区民税・都民税、軽自動車税および国民健康保険料に関する業務にかかる
電子計算組織の結合について

(練馬区個人情報保護条例第 17 条関係)

1 概要	<p>特別区民税・都民税、軽自動車税および国民健康保険料については、納付期限を過ぎた場合に督促状や催告書を発送するとともに、発送に合わせてコールセンターの職員から電話催告を実施している。</p> <p>しかし、対象者が多いことから、適切なタイミングでの架電が行えていない状況である。</p> <p>そこで、自動音声システムを導入し、自動音声とコールセンターからの架電を組み合わせ、効率的な納付督促を行う。</p> <p>また、自動音声システムはショートメッセージサービス(以下「SMS」という。)機能を有するため、納付期限が近付いた際に対象者へSMSを送信するなど、督促状および催告書の期限内納付の案内等も実施する。</p> <p>これにより、自動音声システムとコールセンターによる架電とのそれぞれの長所を生かした納税の督促等を行い、収納率の向上を図る。</p> <p>については、自動音声システムを管理するデータセンターとの電算結合を行う。</p> <p>自動音声システムおよびSMSでは、収納課から「重要なお知らせ」を送付している旨を案内する。</p>
2 現行処理	<p>職員 3 名が対象者に架電催告を実施 (1 日あたり約 225 件)</p>
3 結合先	<p>HOYA デジタルソリューションズ株式会社 東京都中野区中野 4-10-2 中野セントラルパークサウス</p>
4 実施予定年月	<p>令和 3 年 7 月</p>
5 所管課名	<p>区民部 収納課</p>

<p>6 システム内で管理する個人情報</p>	<p>【区が送信する項目】</p> <p>氏名、フリガナ、宛名番号、電話番号</p> <p>【区が受信する項目】</p> <p>氏名、フリガナ、宛名番号、電話番号</p> <p>発信開始時刻、呼出時間、通話時間、切電理由、自動音声電話催告によって区民からの反応状況を示す「番号」</p>
<p>7 個人情報の保護</p>	<p>【区が講じる保護措置】</p> <p>練馬区情報セキュリティポリシーを順守し、つぎの保護措置を講ずる。</p> <p>(1) 区とデータセンターとの接続は、新たに設置する専用の端末装置からのみ許可する設定とする。また、専用の回線により、第三者からのアクセスは行えない構成とする。</p> <p>(2) 決められた職員に対して、専用の端末装置を操作できるIDとパスワードを付与する。</p> <p>(3) 既存の滞納管理システムから自動音声システムにデータを移行する際は、回線で接続させず、USBメモリを使用する。</p> <p>【結合先が講じる保護措置】</p> <p>契約内容に含む受託情報の取扱いに関する特記事項を順守するとともに、つぎの保護措置を講ずる。</p> <p>(1) 個人情報は暗号化して送受信する。</p> <p>(2) ウィルス対策ソフトや不正アクセス検知装置などの技術的な対策を実装した機密性の高いデータセンター内にサーバーを設置している。</p> <p>(3) データバックアップは常時(リアルタイム)行っている。</p>
<p>8 添付資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・システム構成図 ・HOYAデジタルソリューションズ株式会社情報セキュリティ方針 ・電算結合記録票

自動音声システムの構成図



自動音声システム (📞) やショートメッセージサービス (✉) では
収納課から「重要なお知らせ」を送付している旨を案内する。

例) 「練馬区収納課です。重要なお知らせをお送りしましたので、必ずご確認ください」

自動音声システムの概要

自動通話機能 (100件 / 1 時間)

滞納管理システムから抽出した対象者リストを用いて、自動で架電を行う。架電時は最初に本人確認をするテキストを読み上げ、本人でない場合は切電するようにテキストを読み上げることにより本人以外への情報発信を防止する。また、架電した結果は自動集計され、CSV形式で出力することができる。

自動SMS機能

滞納管理システムから抽出した対象者リストを用いて、自動で対象者の携帯電話にSMSを一斉送信する。

対象者の携帯電話に文字として残るため、対象者の都合に合わせた確認が可能。

HOYA デジタルソリューションズ（株）の情報セキュリティ方針

HOYA デジタルソリューションズ（株）は、「保有する全ての情報資産をあらゆる脅威から保護すること」を経営の重要課題の一つと位置付けるとともに、社会に対する重要な責務と考え、以下のとおり「情報セキュリティ方針」を定めて、HOYA デジタルソリューションズ（株）が保有する情報資産の適正な管理と保護に努めます。

1. 対象範囲

HOYA デジタルソリューションズ（株）が取扱う業務活動に関わるすべての情報資産を対象とします。

2. 法令の遵守

法令および行政機関等が定めた方針やガイドライン等を遵守します。

3. 情報セキュリティ管理体制の確立

社内における情報セキュリティ管理体制を確立し、組織的かつ継続的な運用を実施します。

4. 方針、マニュアル、規定の遵守

社内方針、マニュアル、規定を策定し、それを遵守します。

5. 安全対策の実施

物理的、人的、技術的、ならびに運用面での安全対策を実施し、情報資産への不正アクセス、紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等に対する予防措置を講じます。

6. 教育・啓蒙活動の実施

従業者に対する教育や啓蒙活動を継続的に実施し、情報資産管理に対する知識習得と意識向上を目指すとともに、情報資産が適正に管理されるよう周知徹底を図ります。

7. 業務改善への取り組み

情報資産が適正に管理されているか定期的に監査し、その結果等を踏まえて、継続的に業務改善への取り組みを実施します。

8. 事故発生時の対策

万一、情報セキュリティに関する事故が発生した場合には、被害を最小限に留めるとともに、事故原因を速やかに究明し、再発防止策を含む適切な対策を講じます。

制定日 2018年10月01日

最終改正日 2018年10月01日

HOYA デジタルソリューションズ株式会社

代表取締役社長

シバリ フェルナンド

第5号様式(第11条関係)

電 算 結 合 記 録 票

業 務 登 録 番 号	0	4	0	4		0	1
所 管 課 名	区民部 収納課						
業 務 の 名 称	特別区民税・都民税に関する業務						
電 算 結 合 の 目 的	自動音声システムを導入し、自動架電機能、自動SMS機能を利用した納付催促を行うため。						
結 合 年 月 日	令和3年7月 (審議会 令和 年 月 日 諮問第 号)						
結 合 変 更 年 月 日	年 月 (審議会 年 月 日 諮問第 号)						
電 算 結 合 の 相 手 方 の 住 所 お よ び 名 称	HOYAデジタルソリューションズ株式会社 東京都中野区中野4丁目10番2号						
個 人 情 報 の 記 録 項 目	〔提供する管理個人情報〕 滞納者氏名、フリガナ、宛名番号、電話番号 〔提供を受ける個人情報〕 滞納者氏名、フリガナ、宛名番号、電話番号 発信開始時刻、呼出時間、通話時間、切電理由 自動音声催告を行った架電対象者からの反応状況を示す 「番号」						
個 人 情 報 保 護 管 理 責 任 者	区民部収納課長						

第5号様式(第11条関係)

電 算 結 合 記 録 票

業 務 登 録 番 号	0	4	0	4		0	2
所 管 課 名	区民部 収納課						
業 務 の 名 称	軽自動車税に関する業務						
電 算 結 合 の 目 的	自動音声システムを導入し、自動架電機能、自動SMS機能を利用した納付催促を行うため。						
結 合 年 月 日	令和3年7月 (審議会 令和 年 月 日 諮問第 号)						
結 合 変 更 年 月 日	年 月 (審議会 年 月 日 諮問第 号)						
電 算 結 合 の 相 手 方 の 住 所 お よ び 名 称	HOYAデジタルソリューションズ株式会社 東京都中野区中野4丁目10番2号						
個 人 情 報 の 記 録 項 目	〔提供する管理個人情報〕 滞納者氏名、フリガナ、宛名番号、電話番号 〔提供を受ける個人情報〕 滞納者氏名、フリガナ、宛名番号、電話番号 発信開始時刻、呼出時間、通話時間、切電理由 自動音声催告を行った架電対象者からの反応状況を示す 「番号」						
個 人 情 報 保 護 管 理 責 任 者	区民部収納課長						

第5号様式(第11条関係)

電 算 結 合 記 録 票

業 務 登 録 番 号	0	4	0	4		0	5
所 管 課 名	区民部 収納課						
業 務 の 名 称	国民健康保険に関する業務						
電 算 結 合 の 目 的	自動音声システムを導入し、自動架電機能、自動SMS機能を利用した納付催促を行うため。						
結 合 年 月 日	令和3年7月 (審議会 令和 年 月 日 諮問第 号)						
結 合 変 更 年 月 日	年 月 (審議会 年 月 日 諮問第 号)						
電 算 結 合 の 相 手 方 の 住 所 お よ び 名 称	HOYAデジタルソリューションズ株式会社 東京都中野区中野4丁目10番2号						
個 人 情 報 の 記 録 項 目	〔提供する管理個人情報〕 滞納者氏名、フリガナ、宛名番号、電話番号 〔提供を受ける個人情報〕 滞納者氏名、フリガナ、宛名番号、電話番号 発信開始時刻、呼出時間、通話時間、切電理由 自動音声催告を行った架電対象者からの反応状況を示す「番号」						
個 人 情 報 保 護 管 理 責 任 者	区民部収納課長						

令和 3 年 6 月 21 日
教育振興部教育施策課

区立学校の電子計算組織の管理、運営に関する業務に係る電子計算組織
の結合におけるセキュリティ措置の変更について（報告）

令和 2 年 11 月 24 日開催第 11 期第 2 回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会においてご審議いただきました「区立学校の電子計算組織の管理、運営に関する業務に係る電子計算組織の結合について」に関して、説明内容と実態とが異なることが判明しましたので、下記のとおりご報告いたします。

記

1 変更内容

区立学校の電子計算組織の管理、運営に関する業務に係る電子計算組織の結合について（前回諮問時の資料は別紙 1 のとおり）下線部分を変更します。

変 更 前	変 更 後
<p>6 個人情報の保護</p> <p>【区が講じる保護措置】</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>事業者が管理しているサーバに対しては、決められた端末からしかアクセスできない設定とする。</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>【統合先が講じる保護措置】</p> <p>(1) <u>ID・PW および IP アドレスの組み合わせによりアクセス制限を設け、不正アクセスを防止する。</u></p> <p>(2) ~ (5) 省略</p>	<p>6 個人情報の保護</p> <p>【区が講じる保護措置】</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) 省略</p> <p>【統合先が講じる保護措置】</p> <p>(1) <u>ID・PW の組み合わせによりアクセス制限を設け、不正アクセスを防止する。</u></p> <p>(2) ~ (5) 省略</p>

変更前、変更後のイメージ図は別紙 2 のとおり。

2 経緯および原因

令和 2 年度に実施した本件の構築業務において、システム構築事業者（富士電機 IT ソリューション株式会社）と区との間で前提事項に齟齬が生じていたことが発覚

しました。区は「事業者が管理しているサーバに対しては、決められた端末からしかアクセスできない設定とする」ことを前提に構築業務を進めていると認識していましたが、システム構築事業者は、区が提示した仕様書にこの設定を定義していないことから、この設定を実施しないことを前提に構築作業を進めていました。

3 セキュリティ対策について

IP アドレスによる認証を行わないことから、接続する機器を問わず、利用者の ID および PW で結合先のサーバに接続が行えます。なりすましや不正利用を防止するためには、利用者自身における ID・PW の管理を徹底する必要があります。

区教育委員会では、児童生徒、保護者ならびに教職員に対して「配付する ID・パスワードは区から貸与された自分のタブレットのみで利用すること、パスワードは他人に知られないよう家庭で管理すること」を記載した「タブレットの利用に関するガイドライン（別紙 3）」を定めました。令和 2 年度に各校において児童生徒にタブレットを貸与する際には、保護者から同意書を受取り、ガイドラインの遵守を求めました。

4 その他

本件について、システム構築事業者の利用端末を特定するためのアクセス制限の実施を求めたところ、4 万 7 千台余のタブレット一台一台にライセンス証明書を導入する追加作業が必要であること、概ね 3 億 9 千万円の追加費用がかかることが示されました。

また、システム構築事業者および情報セキュリティ業務のコンサル事業者によれば、一般的にインターネットを通じてサーバにアクセスする形態のクラウドサービスでは、こうしたアクセス制限は実施されておらず、他自治体においても、このような対応を行う事例は少ないと助言を受けました。

区教育委員会では、システム構築事業者等の助言、他自治体の状況を踏まえて、個人情報保護を確保できるものと判断し、新型コロナウイルス感染症による臨時休校等への備えを優先するため、本件の構築業務を続行し、事後報告することとしました。

5 他自治体の状況

特別区 22 区に対して、結合先のサーバに対する端末機器の制限について調査した結果、22 区中 18 区は未実施、4 区は制限を実施していました。

区立学校の電子計算組織の管理、運営に関する業務に係る
電子計算組織の結合について

（練馬区個人情報保護条例第17条関係）

<p>1 概要</p>	<p>文部科学省は、令和元年12月に「GIGAスクール構想」を打ち出し、児童生徒へ一人一台の端末配備などを示し、ICT環境の整備を推進している。</p> <p>区では、「第二次みどりの風吹くまちビジョン・アクションプラン」や「学校ICT環境整備計画」等を踏まえ、区立小中学校の全児童生徒に対し、通信機能を備えたタブレットパソコン（以下、「タブレット」という。）の配備を進めている。</p> <p>タブレットには学習支援ソフトを導入し、協働学習やプログラミング教育等の授業において、調べ学習・意見整理・資料作成・発表等の活動で利用する。</p> <p>については、タブレットおよび学習支援ソフトを利用するにあたり、児童生徒の情報を学習支援ソフト運営事業者のサーバで管理するため、諮問を行う。</p>
<p>2 結合先</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1 ・株式会社ベネッセコーポレーション 岡山県岡山市北区南方3-7-17 ・グーグル合同会社 東京都渋谷区渋谷3-21-3
<p>3 実施予定年月</p>	<p>令和3年1月</p>
<p>4 所管課名</p>	<p>教育委員会事務局 教育振興部学務課</p>
<p>5 システム内で 管理する 個人情報</p>	<p>【結合先で管理する情報】</p> <p>学校名、学年、クラス、児童生徒名、児童生徒の学習履歴・作成物、ID、パスワード（以下「PW」とする。）</p>

<p>6 個人情報の保護</p>	<p>【区が講じる保護措置】</p> <p>「練馬区学校情報セキュリティに関する要綱」および「練馬区学校情報セキュリティ対策基準」を順守し、つぎの保護措置を講じる。</p> <p>(1) Webフィルタリングサービスやセキュリティサービスを利用し、接続する際の安全性を担保する。</p> <p>(2) 事業者が管理しているサーバに対しては、決められた端末からしかアクセスできない設定とする。</p> <p>(3) 児童生徒のID・PW、タブレットの管理は、つぎのとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IDは、児童生徒、保護者および学校が管理する。 ・ PWは、児童生徒および保護者が管理する。 <p>【結合先が講じる保護措置】</p> <p>文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に定めるセキュリティ対策を順守し、つぎの保護措置を講じる。</p> <p>(1) ID・PWおよびIPアドレスの組み合わせによりアクセス制限を設け、不正アクセスを防止する。</p> <p>(2) データは暗号化して、送受信する。</p> <p>(3) データセンターは、管理員が24時間365日体制で常駐し、入館管理を行う。</p> <p>(4) サーバが保管された区画は、生体認証により入室管理を行う。</p> <p>(5) ログの取得、アクセス監視、セキュリティ対策ソフトを導入する。</p>
<p>7 添付資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒用タブレットパソコンの配備について ・ 学習支援ソフト運営事業者のプライバシーポリシー ・ 電算結合記録票 ・ (参考資料) ICT機器を効果的に活用し、子供たちの情報活用能力を高めましょう！

児童生徒用タブレットパソコンの配備について

1 これまでの経過等

学校の臨時休業が行われるなか、区民の皆様から、オンライン教育の早期実現を望む声が多数寄せられた。

国は、一人一台端末の早期実現など、ハード・ソフト・人材を一体とした整備を加速し、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を早期に実現するため、補正予算を計上した。

区では令和元年度に全小中学校の普通教室等に大型ディスプレイ、教員用パソコン、実物投影機を配備した。これに続き、従前は、令和2～4年度の3か年をかけて児童生徒一人一台のタブレット配備を予定していたが、大幅に前倒しし、令和3年1月から、すべての児童生徒にタブレットを配備することとした。（配備台数 約47,300台）

2 タブレットの利活用場面（例）

（学校において）

- ・児童生徒がタブレットで入力した意見や考えを大型ディスプレイに一斉に表示し、互いに学びあう授業を進める。（一斉学習）
- ・班で話し合った結果をタブレットでまとめることで、わかりやすい発表を行う。（協働学習）

（家庭において）

- ・習熟に応じた宿題をタブレットで行うことで、児童生徒からノートを集めてチェックするよりも効率的となる。（個別学習）

3 利活用の促進のための取組

（1）教員のICT活用スキルの向上

- ・授業づくりのノウハウを学べる機会を設け、全教員を対象としたタブレット操作講習会を実施
- ・学校を巡回して補助を行うICT支援員を増員し、積極的な活用を促進
- ・各学校の好事例を収集し、情報発信することで、教員のスキルを向上

（2）保護者の理解と協力

- ・家庭向けマニュアル等を作成し、保護者会等において丁寧に説明

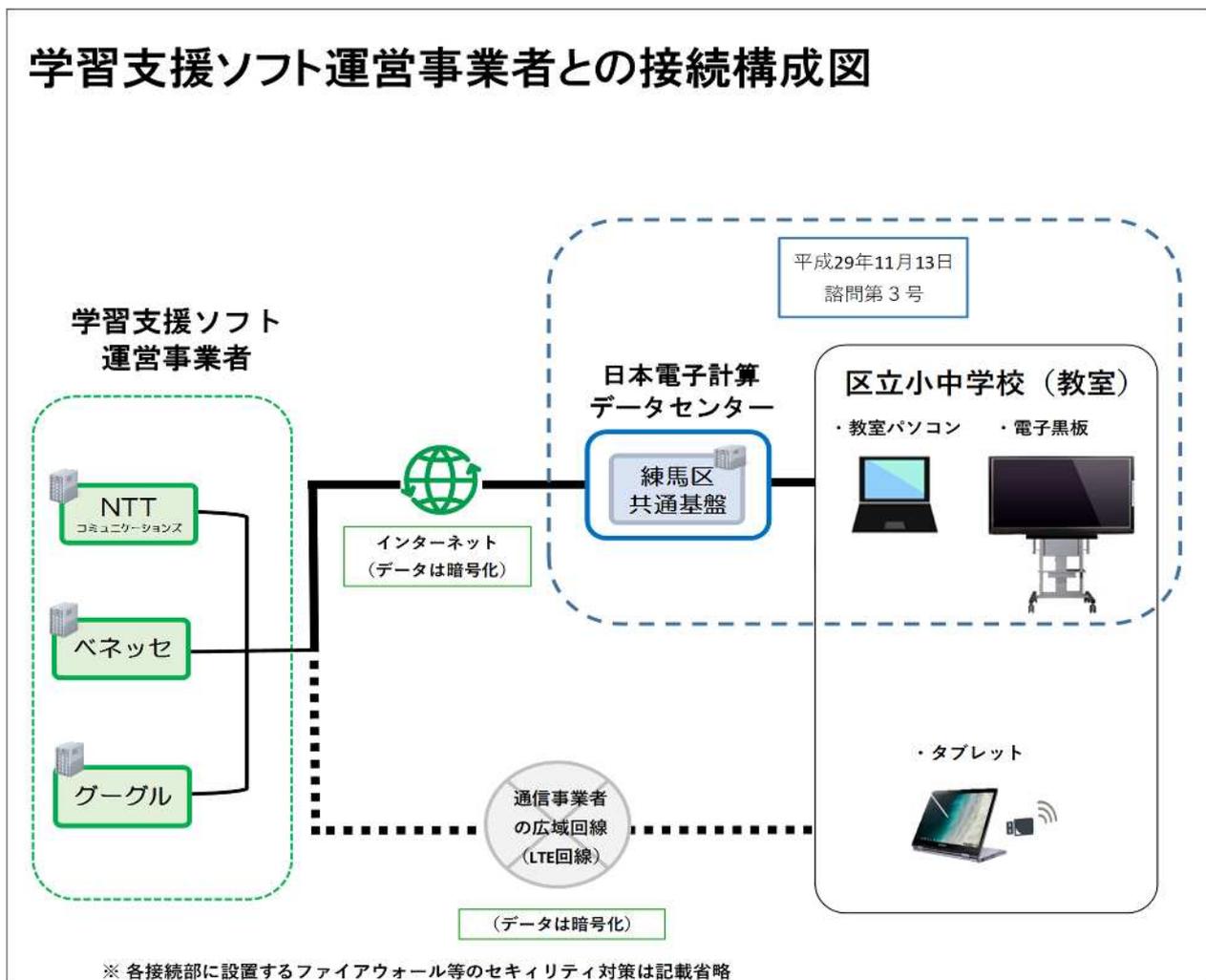
（3）児童生徒の情報リテラシーや情報モラルの習熟

- ・正しく情報を収集し、適切に判断して活用する力を育てるとともに、責任をもって情報を発信する態度の育成

4 他区の状況

- これまで1区が平成29年度から先行して一人一台を実現している。
- 今年度中に、23区すべてでタブレット一人一台が実現する見込みである。

5 電算上の接続構成図



プライバシーポリシー

制定 2005年4月1日

最終改定 2020年2月20日

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

代表取締役社長 丸岡 亨

当社は、クラウド、ネットワーク、セキュリティ、コンサルティング等のサービスを通じて、グローバル規模で社会の新たな価値創造や社会的課題解決に取り組んでおります。このような企業活動における様々な場面で取り扱う個人情報について、当社が適切に保護し取り扱うことは、企業としての社会的責務であると考えております。

そのためお客様の氏名・生年月日・住所・お申し込みのサービス内容などの個人情報の保護に関し、CSOを個人情報管理責任者として以下の取り組みを実施しております。

- 1.当社は、個人情報に関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守し、お客様の大切な個人情報の保護に万全を尽くします。
- 2.当社は、口頭、書面、電磁的記録、録音、録画その他の方法をもってお客様の個人情報を適正に取得します(お客様から直接取得する以外に、当社がお客様以外から間接的に取得する場合を含みます)。なお、お客様とのお電話での応対時において、ご注文・ご意見・ご要望内容などの正確な把握、今後のサービス向上のために、通話を録音させていただく場合がございます。
- 3.当社は、お客様の個人情報については、下記の目的の範囲内で適正に取り扱いさせていただきます。

当社サービスの契約者情報	<ul style="list-style-type: none">・ご本人確認、ご利用料金の請求、およびご利用料金・ご利用サービス提供条件の変更、工事日、ご利用サービスの停止・中止・契約解除の通知並びにそのほか当社サービスの提供に係ること・電話、メール、郵送など各種媒体により、当社のサービスに関するご紹介・ご提案・コンサルティング・アンケート調査および景品などの送付を行うこと・当社のサービスの改善または新たなサービスの開発を行うこと・お問い合わせ、ご相談にお答えすること
その他の個人情報	<ul style="list-style-type: none">・当社のサービスの改善または新たなサービスの開発を行うこと・お問い合わせ、ご相談にお答えすること・電話、メール、郵送など各種媒体により、当社のサービスに関するご紹介・ご提案・コンサルティング・アンケート調査および景品などの送付を行うこと

なお、上記利用目的の他、サービス・アンケートなどにより個別に利用目的などを定める場合があります。また、お客様との電気通信サービスなどに係る契約が解除などされた後においても、上記の利用目的の範囲内で個人情報を利用することがございます。

4. 当社は、お客様の個人情報を適正に取り扱い、目的外利用を防止するため、社内規程および社内管理体制の整備、従業員の教育、並びに、個人情報への不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩など防止に関する適切な措置を行い、また、その見直しを継続して図ることにより、個人情報の保護に努めてまいります。
5. (1) 当社は、上記利用目的を達成するために必要な範囲内で、お客様のご家族等へ、お客様対応上必要な情報をお伝えする場合があります。
- ご家族に限らず、お客様から申し出のあった電話番号へ架電等し、対応された方を含みます。

<お伝えする情報>

- ・ご本人確認に必要な情報（お客様のお名前・ご住所等）
- ・当社サービス等のご利用に関する情報（お申込みの有無、ご利用契約の有無）
- ・対応用件の骨子

なお、お客様ご本人以外の方からのお問合せにつきましては、ご家族のみからの受け付けとさせていただき、同居のご友人などへの対応はいたしかねます。ご家族か否かは、お申し出の内容により判断させていただきますが、必要に応じて、お客様のお名前やご住所などを確認させていただく場合があります。

- (2) 当社は、上記利用目的を達成するために必要な範囲内でお客様の個人情報を、業務委託先に提供することがあります。
- (3) 当社は、契約約款などに基づき電気通信サービスの料金などに係る債権をNTTファイナンス株式会社に譲渡するにあたり、当該料金債権の請求および回収に用いるため同社に対し必要なお客様の個人情報を提供します。
- (4) 前3項の場合において、当社は、個人情報保護法、電気通信事業法、その他の法令などの規定に従い、開示・提供先として、個人情報の保護が十分に図られていることを確認したうえで、個人情報保護の契約を締結するなど必要かつ適切な措置を実施します。
- (5) 法令などに基づき裁判所・警察機関などの公的機関から開示の要請があった場合については、当該公的機関に提供することがございます。
6. 当社は、以下のとおり、お客様サービスの利便性向上のため、法人のお客様に属する社員の方の個人情報を共同利用します。
- (1) 共同して利用される個人情報の項目
氏名、連絡先（電話番号・メールアドレスなど）、所属組織名（会社名・団体名など）、その他、特定の個人を識別することができる情報
- (2) 共同して利用する者の範囲
当社および当社のグループ会社
- (3) 共同して利用する者の利用目的
上記3記載の利用目的
- (4) 共同して利用する個人情報の管理について責任を有する者の氏名または名称
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
- (5) 取得方法
上記2記載の方法

- 7.お客さまが、お客さまの個人情報の開示、苦情および相談などをご希望される場合には、下記のお問い合わせ先までご連絡いただければ合理的な範囲で速やかに対応します。なお、1ご契約につき1,000円（税込1,100円）の事務手数料を申し受けます。特別な開示・通知手段を求められるなど、追加の費用が必要となる場合には、その費用を勘案した手数料を追加して頂戴する場合があります。

<個人情報保護に関するお問い合わせ先>

（Webによるお問い合わせ）

URL:<http://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>（プライバシーポリシー表示ページ）
における「Web開示手続きに関するお問い合わせ」から
お問い合わせフォームに入ってください、手続きをお願いします。

（お手紙によるお問い合わせ）

〒100-8019 東京都千代田区大手町2-3-1 大手町プレイスウエストタワー
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
お客さま個人情報お問い合わせ窓口 宛て

必要記載事項および送付書類につきましては、上記URLにおける「開示請求に関する必要書類」を印刷したうえ記載いただくか、当社所定の必要事項を記載のうえ、必ず必要書類を合わせて上記窓口宛てお送りください。

- ・「開示請求などの手続」につきましてはこちらをご覧ください。
 - ・「個人情報の取扱いに関するお問い合わせ」につきましてはこちらをご覧ください。
 - ・「開示請求に関する必要書類」につきましてはこちらをご覧ください。
- 8.当社は、認定個人情報保護団体である財団法人日本データ通信協会の対象事業者です。当社の個人情報の取扱いに関する苦情については、同協会内に設けられている電気通信個人情報保護推進センター（別ウィンドウで開きます）へ解決の申出をすることもできます。
- 9.当社では、お客さまの個人情報の保護を図るために、また、法令その他の規範の変更に対応するために、プライバシーポリシーを改定することがございます。改定があった場合はWebサイトにてお知らせします。

当社は個人情報の取扱いを適切に行う企業としてプライバシーマークの使用を認められた認定事業者です。

- ・お客様以外の個人情報に関するプライバシーポリシーはこちらをご覧ください。
- ・各アプリケーションのアプリケーションプライバシーポリシーはこちらをご覧ください。

個人情報保護方針

株式会社ベネッセコーポレーション

1999年5月25日

(最終)改訂日 2020年4月1日

代表取締役社長 小林 仁

個人情報保護の取り組み

1. 法令、国が定める指針、その他の規範の遵守 当社はあらゆる事業活動において個人情報を利用する特性上、個人情報に関する法律および関係法令、個人情報保護委員会および主務官庁のガイドライン、所属団体などのルール等、ならびにその精神を遵守することの重要性を認識し、従います。
2. 個人情報の適正な取得、利用および提供 •事業の内容及び規模を考慮した適切な個人情報の取得、利用及び提供を行います。取得に際しては、利用目的を明らかにし、お客様にお知らせした目的以外の使用はしません。また、目的外の利用や提供を防止するための措置を講じます。
 - 法令に基づき適正に提供を要求された場合、および利用目的を遂行するために業務を委託する場合を除き、お客さまの個人情報を第三者に提供しません。
3. 個人情報の適正管理
 - 次のような適正な管理を行うことで、常に個人情報の保護に務めます。
 - 個人情報保護最高責任者(Chief Privacy Officer)を任命し、規程の実行を監督する責任者としています。
 - 漏洩、紛失、き損、改ざん、誤用、不正アクセス等を防止するための厳重なセキュリティー対策の実施
 - セキュリティー対策の実施、最適化のための是正措置、及び個人情報を保護、管理する体制の継続的改善
 - 安全な環境下で管理するための、個人情報データベースへのアクセス制限の実施
 - 個人情報の保護についての社員教育の徹底
 - 緊急時の対応体制の設置および原因究明と再発防止のための改善、是正措置
 - 利用目的遂行のために業務を委託する場合、個人情報の取り扱いに関する委託先の適正な管理および監督を行います。
4. 開示、訂正、利用停止等の手続き、個人情報保護に関する苦情・相談等のお問い合わせへの対応
 - 当社の個人情報データベースに保管されているお客さまの個人情報をできる限り正確、完全、最新に保つために、別途定めるルールに準拠してお客さまのご請求により、速やかに訂正等を行います。
 - 当社からお送りする郵便やe-mail等によるご案内が不要なお客さまには、お申し出いただくこ

とで、ご案内を差し止めるお手続きをお取りします。

開示、訂正、利用停止等のお申し込み、個人情報保護に関する苦情・相談等、個人情報保護方針の内容に関するお問い合わせは、以下記載の窓口で受け付けます。

なお、お取引や、お問い合わせに関する通話内容を記録あるいは録音させていただく場合がありますが、取得した情報はご本人のご要望に適切かつ迅速に対応するため等に利用します。

窓口 電話番号：0120-924721 商品・サービス等のお問い合わせ先は別です。

受付時間：9:00 ~ 21:00 年未年始除く

5. 個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善 個人情報の保護に関する社内のマネジメントシステムを役員および従業員に周知徹底します。また、これを実行し、維持するとともに定期的に見直しをし、継続的改善に努めます。

本書は、法令等の制定改廃により、変更することがあります

G Suite for Education のプライバシーに関するお知らせ(抜粋)

Google が収集する情報

G Suite for Education アカウントとは、生徒と教育者による使用を目的に学校が作成および管理する Google アカウントのことです。アカウント作成にあたって、学校は生徒および教育者に関する特定の個人情報を Google に提供します。多くの場合はユーザーの名前、メールアドレス、パスワードがこの情報に含まれますが、学校の選択によっては、予備のメールアドレス、電話番号、住所も含まれる場合があります。また、Google は、G Suite for Education アカウントに追加されている電話番号、プロフィール写真、またはその他の情報などの個人情報を、そのアカウントのユーザーから直接収集する場合があります。

さらに、Google サービスの利用状況に基づいて情報を収集する場合があります。これには以下の情報が含まれます。

•端末情報

ハードウェアモデル、オペレーティングシステムのバージョン、端末固有の ID、モバイルネットワーク情報(ユーザーの電話番号を含む)など

•ログ情報

ユーザーによる Google サービスの利用状況の詳細、端末のイベント情報、ユーザーのインターネットプロトコル(IP)アドレスなど

•位置情報

IP アドレス、GPS、その他のセンサーなど、さまざまな技術によって検出される位置情報

•固有のアプリケーション番号

アプリケーションのバージョン番号など

•Cookie または同様の技術により収集、保存されるブラウザまたは端末に関する情報

使用言語やその他の設定など

収集した情報の利用方法 G Suite for Education のコアサービス

G Suite for Education のコアサービス(以下「コアサービス」。Gmail、カレンダー、Classroom、コンタクト、ドキュメント、スプレッドシート、スライド、フォーム、ドライブ、グループ、Chat と Meet、Jamboard、Keep、サイト、ToDo リスト、Vault、Chrome 同期。詳細は サービスの概要参照。)は、G Suite for Education 契約、および該当する場合は、データ処理の修正条項に基づいて学校に提供されます(学校がデータ処理の修正条項に同意しているか否かについては、ユーザーまたは保護者から学校にご確認ください)。

コアサービスで収集されたユーザーの個人情報は、コアサービスを提供する目的でのみ使用されます。Google がコアサービスに広告を配信したり、コアサービスで収集した個人情報を広告目的で使用したりすることはありません。

ユーザーによる情報の共有

学校は、情報を他のユーザーと共有したり一般公開したりできる機能を備えた Google サービス(Google ドキュメントやサイトなど)へのアクセスを生徒に許可することがあります。ユーザーが

一般公開で共有した情報は、Google などの検索エンジンによってインデックス登録される場合があります。Google サービスでは、共有およびコンテンツの削除に関するさまざまなオプションをユーザーに提供しています。

Google による情報の共有

Google が収集する情報は、限られた状況下で Google の外部に公開される場合があります。

Google は、以下のいずれかに当てはまる場合を除いて、個人情報を Google 以外の企業、組織、個人と共有することはありません。

•ユーザーの同意を得た場合

Google は、ユーザーまたは保護者の同意を得た場合に、個人情報を Google 以外の企業、組織、または個人と共有します（該当する場合）。

•G Suite for Education 管理者と共有する場合

G Suite for Education 管理者は、当該の学校またはドメインに属するユーザーの Google アカウントに保存された情報にアクセスできます。

•外部処理を目的とする場合

Google は個人情報の処理を委託するために、Google の関連会社、または信頼できる企業もしくは個人に係る個人情報を提供します。外部処理は、Google の指示、Google プライバシーポリシー、適切な機密性保持およびセキュリティ対策に基づいて行われるものとします。たとえば、Google ではカスタマー サポートの提供をサービスプロバイダーに委託することがあります。

•法的な理由がある場合

Google は、個人情報に対するアクセス、利用、保存、または開示が以下の理由で合理的に必要なと判断した場合、その情報を Google 以外の企業、組織、または個人と共有します。

適用される法律、規制、法的手続き、または強制執行可能な行政機関の要請に応じるため。

違反の可能性の調査など、該当する利用規約を徹底するため。

不正行為もしくはセキュリティや技術上の問題について検出、阻止、またはその他の対処を行うため。

法律上必要な、または許可される範囲で、Google、Google ユーザー、または公衆の権利、財産または安全に対する危害から保護するため。

Google は、個人を特定できない情報を公開したり、パートナー（サイトオーナーや接続サイトなど）と共有したりする場合があります。たとえば、Google サービスの一般的な利用傾向を示す情報を公開することがあります。

透明性の確保と選択の自由

Google では、G Suite for Education ユーザーが Google サービスでの情報の利用方法について有意義な選択を行えるように、さまざまなユーザーコントロールを提供しています。学校が有効にしている設定に応じて、ユーザーはプライバシーポリシーに記載された各種コントロール（Google アクティビティ管理など）を使用して、自身のプライバシーおよび情報を管理できます。

第2回 審議会資料(令和2年11月24日諮問第2号)

第5号様式(第11条関係)

電 算 結 合 記 録 票

業務登録番号	1	3	0	5		0	5
所 管 課 名	教育振興部 学務課						
業 務 の 名 称	区立学校の電子計算組織の管理、運営に関する業務						
電 算 結 合 の 目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援ソフトを導入し、協働学習やプログラミング教育等の授業において、調べ学習・意見整理・資料作成・発表などの活動で利用する。 ・自宅での個別学習に利用する。 						
結 合 年 月 日	令和3年1月(審議会 令和2年11月24日 諮問第2号)						
結 合 変 更 年 月 日	年 月 日(審議会 年 月 日 諮問第 号)						
電算結合の相手方の住所および名称	東京都千代田区大手町2-3-1 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社						
個人情報の記録項目	<p>〔提供する管理個人情報〕 学校名、学年、クラス、児童生徒名、児童生徒の学習履歴・作成物、ID、パスワード</p> <p>〔提供を受ける個人情報〕 学校名、学年、クラス、児童生徒名、児童生徒の学習履歴・作成物、ID、パスワード</p>						
個人情報保護管理責任者	学務課長						

第2回 審議会資料(令和2年11月24日諮問第2号)

第5号様式(第11条関係)

電 算 結 合 記 録 票

業務登録番号	1	3	0	5		0	5
所 管 課 名	教育振興部 学務課						
業 務 の 名 称	区立学校の電子計算組織の管理、運営に関する業務						
電 算 結 合 の 目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習支援ソフトを導入し、協働学習やプログラミング教育等の授業において、調べ学習・意見整理・資料作成・発表などの活動で利用する。 ・ 自宅での個別学習に利用する。 						
結 合 年 月 日	令和3年1月(審議会 令和2年11月24日 諮問第2号)						
結 合 変 更 年 月 日	年 月 日(審議会 年 月 日 諮問第 号)						
電算結合の相手方の住所および名称	岡山県岡山市北区南方 3-7-17 株式会社ベネッセコーポレーション						
個人情報の記録項目	<p>〔提供する管理個人情報〕 学校名、学年、クラス、児童生徒名、児童生徒の学習履歴・作成物、ID、パスワード</p> <p>〔提供を受ける個人情報〕 学校名、学年、クラス、児童生徒名、児童生徒の学習履歴・作成物、ID、パスワード</p>						
個人情報保護管理責任者	学務課長						

第2回 審議会資料(令和2年11月24日諮問第2号)

第5号様式(第11条関係)

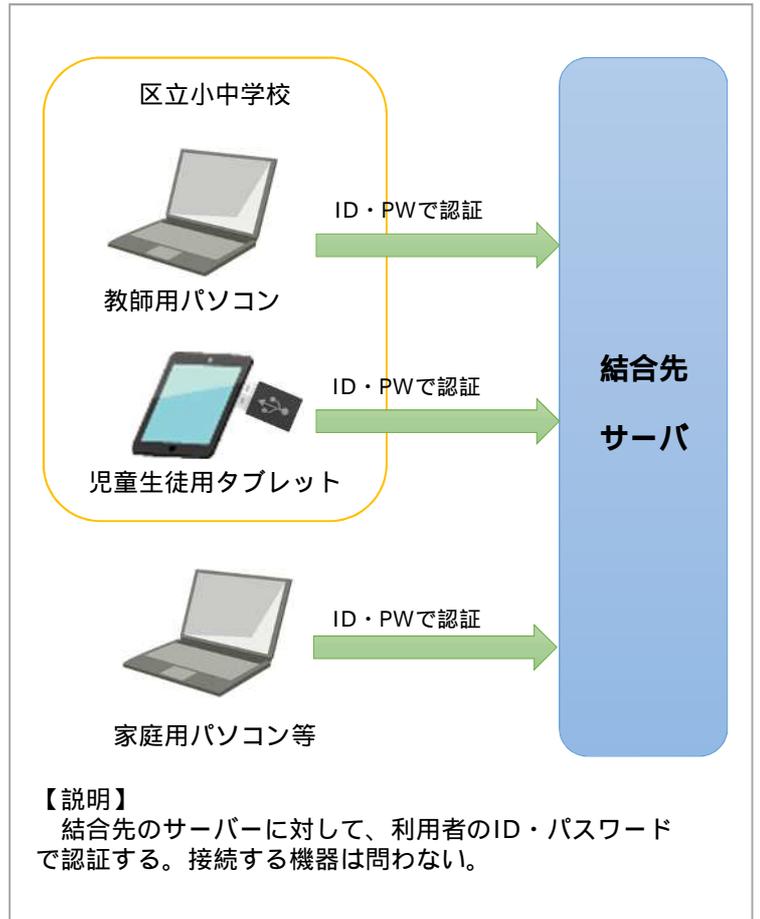
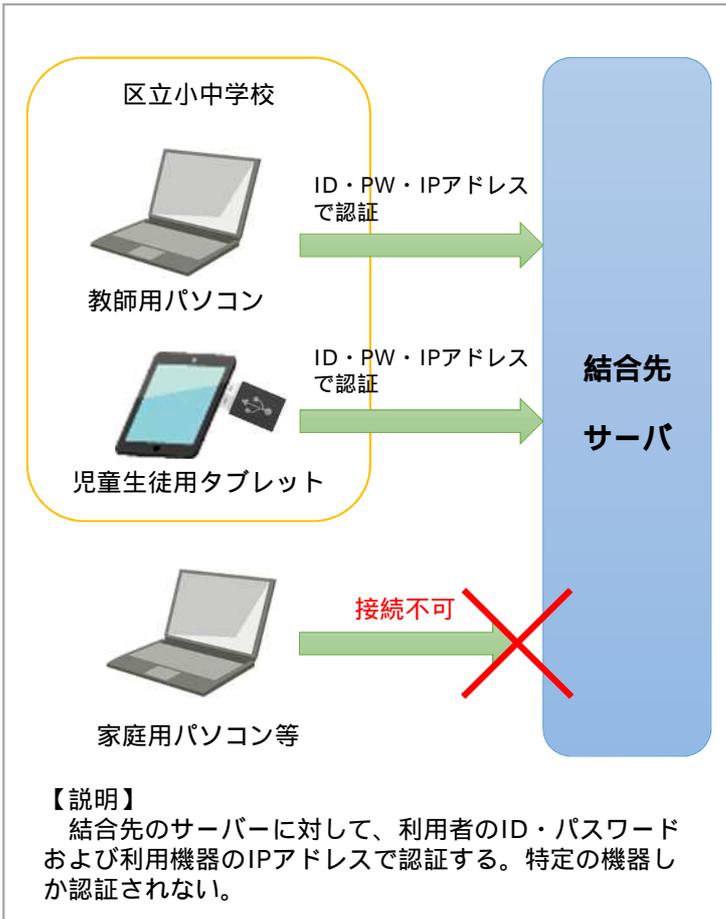
電 算 結 合 記 録 票

業務登録番号	1	3	0	5		0	5
所管課名	教育振興部 学務課						
業務の名称	区立学校の電子計算組織の管理、運営に関する業務						
電算結合の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・学習支援ソフトを導入し、協働学習やプログラミング教育等の授業において、調べ学習・意見整理・資料作成・発表などの活動で利用する。 ・自宅での個別学習に利用する。 						
結合年月日	令和3年1月(審議会 令和2年11月24日 諮問第2号)						
結合変更年月日	年 月 日(審議会 年 月 日 諮問第 号)						
電算結合の相手方の住所および名称	東京都渋谷区渋谷3-21-3 グーグル合同会社						
個人情報の記録項目	<p>〔提供する管理個人情報〕 学校名、学年、クラス、児童生徒名、児童生徒の学習履歴・作成物、ID、パスワード</p> <p>〔提供を受ける個人情報〕 学校名、学年、クラス、児童生徒名、児童生徒の学習履歴・作成物、ID、パスワード</p>						
個人情報保護管理責任者	学務課長						

児童生徒用タブレット用パソコン等の接続イメージ

変更前

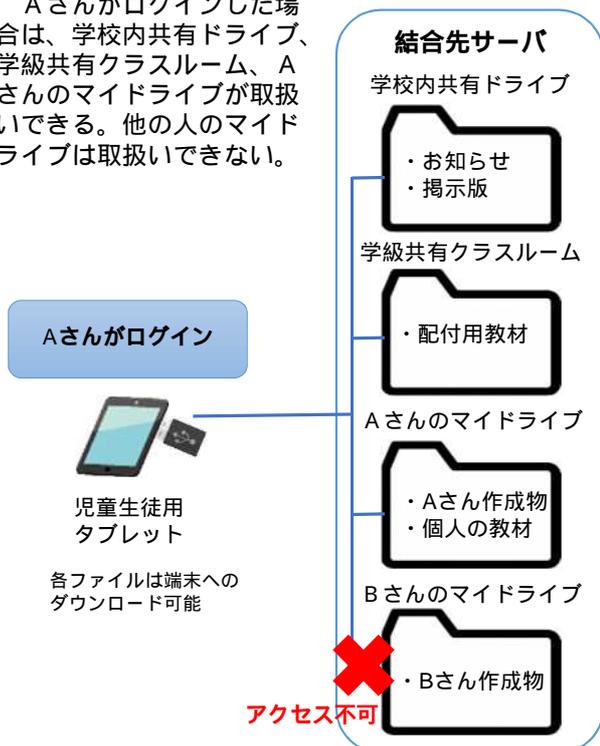
変更後



取扱うデータとセキュリティ対策

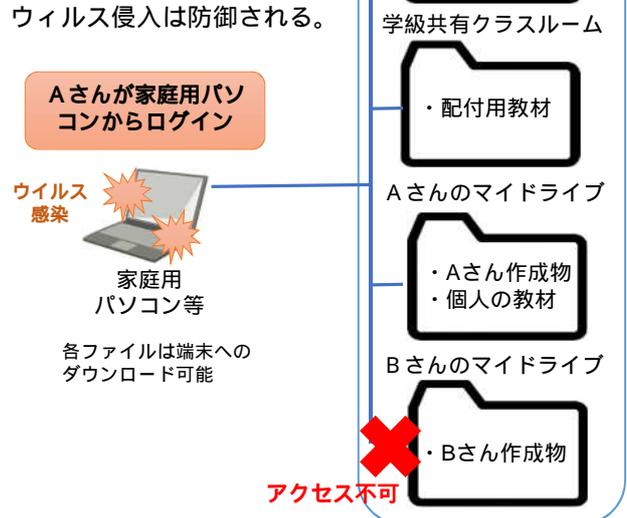
・ 児童生徒が取り扱えるデータ

Aさんがログインした場合は、学校内共有ドライブ、学級共有クラスルーム、Aさんのマイドライブが取扱いできる。他の人のマイドライブは取扱いできない。



・ 家庭用パソコンからのアクセスした場合

Aさんが家庭用パソコンでログインした場合は、児童生徒用タブレットと同様の取扱いが行える。家庭用パソコンがウィルスに感染していた場合は、結合先サーバのセキュリティ対策システムによりウィルス侵入は防御される。



練馬区児童生徒用タブレットの利用に関するガイドライン

練馬区から貸与された児童生徒用タブレット（以下「タブレット」という。）は、学校や家庭での学習用として使用します。お子様と記載の内容を必ず確認し、学校およびご家庭での取り扱いについて十分にご留意いただきますようお願いいたします。

貸与機器一覧

Chromebook【製品名：Lenovo 300e Chromebook 2nd Gen(2020 年モデル)】
LTE ドングル（USB スティック型のデータ通信機器で、SIM カードが内蔵されています。）
LTE ドングル用 USB ケーブル 充電用 AC アダプタ タッチペン インナーケース

1 タブレット利用の考え方

- ・タブレットは学習などの教育活動のために使うことが目的です。学習に関係のない動画を見るなど、教育活動に関わる以外には使わないでください。

教育委員会や学校において、不適切な使用をしていないかを確認することがあります。ルールが守られない場合は、タブレットの利用を制限する場合があります。

2 タブレットの設定等

- ・タブレットの利用可能時間は、午前 6 時から午後 10 時までに設定しています。
- ・上記の時間内はインターネットも利用できませんが、Web サイトや YouTube 等の動画サイトの閲覧に制限をかけています。（学習に適さないサイトや動画は見られないようになっています。）
- ・メール機能を利用することはできません。
- ・アプリケーションやゲームなどは、個別にインストールできないように設定しています。
- ・タブレットは LTE ドングルを差し込まないと使えません。
ひと月あたりのデータ容量は 5 GB です。（超過した場合は速度制限がかかります。）

3 利用の基本ルール

- ・原則、家庭へ持ち帰りますので、ご家庭での充電にご協力下さい。
- ・学校、家庭および学校から指示がある場所以外では利用しないでください。
- ・自分のタブレットを、他人へ貸したり使わせたりしないでください。
- ・不要な通信を防ぐため、タブレットを使用しない時は LTE ドングルを取り外してください。
- ・学校の承諾なく、タブレットに USB メモリ等の外部装置・周辺機器等を接続しないでください。
- ・学校から指示がある時以外は、写真の撮影や録音・録画はしないでください。
- ・故障や破損、紛失等があった場合は、すぐに学校へ報告してください。

（裏面に続く）

4 家庭での利用

- ・タブレットを利用する時は、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気を付けてください。
- ・目を休ませるために、長時間使用せず、細かく休憩をしながら使用してください。
- ・利用時間を守り、就寝 30 分前は使用しないでください。
- ・家庭での保管は、家の人の目の届くところに置いてください。

5 セキュリティ（安全性）対策

- ・タブレットにはセキュリティ対策が施されていますので、安全にご利用いただけます。
万一、動作不良がある場合には、速やかに学校に報告してください。
- ・配付されたアカウントおよびパスワードは、自分のタブレットのみで利用し、家庭のパソコンや他人のタブレットでは、利用しないでください。
- ・パスワードは、他人に分からないように各家庭で管理してください。万一、パスワードが分からなくなった場合は、学校までお問合わせください。
- ・万一、あやしい Web サイトに入ってしまった場合は、すぐに画面を閉じて、速やかに学校に報告してください。

6 個人情報およびインターネット利用上のルールやマナー等

- ・自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号など）は、インターネット上に絶対にあげないでください。
- ・相手を傷付けたり、不快感を与えたりすることを絶対に書き込まないでください。
- ・学習に関係ない Web サイトの閲覧・利用、SNS への書き込み、写真・動画の配信等はしないでください。（これらの操作はできないように設定しています。）
- ・他人の作品や表現を使用する時には、許可を得てください。

7 その他

- ・貸与にあたり、保護者の方々への充電以外にかかる費用負担はありません。通信費に関しても、練馬区の負担となります。
- ・在校する学校を卒業する時や転出する時には、本体の他、付属品も元の状態に戻して在校していた学校へ返却してください。返却されたタブレットは、新入生等に引き継がれます。
- ・本ガイドラインに記載のない事項について疑義等が生じた場合には、随時、教育委員会事務局で協議の上、対応を検討します。

個人情報の取り扱いについて

練馬区では、教育活動における効果的な学習指導を目的として、タブレット内のアプリケーションにおいて、以下の児童生徒の個人情報を管理します。これは、タブレットを用いた学習をより効率化し、児童生徒一人ひとりにきめ細かな学習環境を提供するための取り組みです。

なお、児童生徒の個人情報は、練馬区および運用事業者の責任において、厳重に管理いたします。

管理する児童生徒の情報

学校名、学年、クラス、児童生徒名、学習履歴、作成物、ID、パスワード

練馬区個人情報保護条例第 17 条に基づく審議を経て、児童生徒情報を管理しています。

令和2年度（2020年度）

公文書の公開状況
個人情報保護制度の運用状況

令和3年6月

練馬区総務部情報公開課

公文書の公開状況

練馬区情報公開条例における令和2年度の公文書の公開状況は、つぎのとおりである。

1 公文書の公開請求状況

公文書の公開請求件数は3,102件、請求者は360人だった。

請求内容では、「都市整備・建築・土木」に関するものが多く、全体の約44.9%を占めている。

表1 公開請求の内容別件数

公文書の内容	件数(件)
都市整備・建築・土木	1,392
区政一般	701
児童福祉	408
教育	244
社会福祉	120
入札・契約など	104
環境・清掃	99
保健・衛生・医療	29
議会	5
合計	3,102

表2 公開請求者の内訳

区分	請求者数(人)	件数(件)
区民	97	1,268
区民以外	63	920
区内の法人・団体など	101	450
区外の法人・団体など	99	464
合計	360	3,102

表3 請求方法

請求方法	請求者数(人)
インターネット	157
窓口	139
ファクシミリ	39
郵送	25
合計	360

表4 公開請求の目的別件数

請求目的	件数(件)
営業活動	1,569
区政の監視、区民参加	1,295
学問的な調査・研究	188
私的利害の調整	17
請求目的の記載なし	33
合計	3,102

2 公文書の公開請求に対する公開決定等の状況など

請求件数(「不存在」と「取下げ」を除く。)に占める「全部公開」と「部分公開」による公開の割合は約99.2%だった。また、公文書公開に関する審査請求が8件あった。

表5 公開請求処理状況

処理状況	件数(件)
全部公開	1,107
部分公開	1,667
非公開	23
不存在	139
存否応答拒否	0
取下げ	166
合計	3,102

表6 公開請求に対する非公開の理由別件数

非公開とした理由	件数(件)
個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るもの	1,051
法人などに関する情報で、法人などの正当な利益を害するもの	920
公共の安全と秩序の維持に支障が生じる恐れがあるもの	12
審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるなどの恐れがあるもの	22
事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるもの	136
法令等の規定によって公開できないもの	2
他の制度との調整が必要なもの	32

同一の公文書に、複数の理由が含まれているものがある。

表7 公開諾否の決定に要した期間

公開諾否の決定期間	件数(件)
1週間以内	93
8日から14日まで	550
15日	461
16日から30日まで 1	1,604
31日以上 2	228
取り下げられたもの	166
合計	3,102

- 1 条例第12条第2項を適用し、決定期間を延長したもの。
- 2 条例第13条第1項を適用し、決定期間を延長したもの。(ただし、件数は2年度中に公開諾否を決定したもの。)

個人情報保護制度の運用状況

練馬区個人情報保護条例における令和2年度の個人情報保護制度の運用状況は、つぎのとおりである。

1 自己情報の開示等請求の処理状況

自己情報の開示等請求件数は316件で、請求者は96人だった。また、自己情報の外部提供の中止に関する審査請求が1件あった。

表1 自己情報の開示等請求状況

区 分	請求者数 (人)	件数(件)
区民	65	209
区民以外	31	107
合 計	96	316

表2 開示等請求処理状況

開示等請求処理状況		件数(件)
開 示 請 求	全部開示	230
	部分開示	61
	非開示	4
	不存在	14
	存否応答拒否	0
	取下げ	6
訂正請求		0
削除請求		0
目的外利用中止請求		0
外部提供中止請求		1
合 計		316

表3 諾否の決定に要した期間

諾否の決定期間	件数(件)
1週間までに決定したもの	38
2週間までに決定したもの	177
15日かかったもの	86
20日かかったもの	1
決定期間を延長したもの	8
取り下げられたもの	6
合計	316

2 業務の登録の状況

個人情報収集の目的や利用方法を明らかにするため、個人情報を扱う区の業務を登録している。令和3年3月末現在の登録数は488件である。

3 個人情報ファイルの登録の状況

実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目、記録される個人の範囲等を登録している。令和3年3月末現在の登録数は276件である。

4 業務の委託の状況

個人情報を取り扱う業務の処理を区の機関以外のものに依頼しようとするときは、あらかじめ「情報公開および個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)」の意見を聴くとともに、個人情報の保護に必要な措置を講じている。令和3年3月末現在の外部委託の業務数は654件である。

5 目的外利用および外部提供の状況

個人情報は、収集した目的の範囲内で利用するのが原則である。ただし、本人が同意している場合や法令で認められている場合、審議会に意見を聴き実施機関が必要であると認める場合などに限り、区の内部でほかの目的に利用したり(目的外利用)、区の外部に提供したり(外部提供)することができる。令和2年度の目的外利用の延べ人数は、429,201人、外部提供の延べ人数は106,812人である。

6 区の電子計算組織と区以外の電子計算組織との結合状況

実施機関は、管理個人情報を提供し、または提供を受けるため、区の電子計算組織と区の機関以外のものの電子計算組織とを通信回線等により結合するときは、あらかじめ審議会の意見を聴いている。令和3年3月末現在の結合件数は75件である。

7 特定個人情報保護評価における第三者点検の実施状況

第三者点検の実施のために設置した「特定個人情報保護評価等実施委員会」による点検を下記のとおり実施した。

表4 全項目再評価（3事務）

第三者点検事務名	所管課名	点検実施日
国民健康保険に関する事務	国保年金課	令和2年9月4日
予防接種に関する事務	保健予防課	令和2年11月17日
個人住民税の賦課及び徴収に関する事務	税務課・収納課	令和2年11月24日

表5 重点項目再評価（2事務）

第三者点検事務名	所管課名	点検実施日
国民年金に関する事務	国保年金課	令和2年11月17日
後期高齢者医療制度に関する事務	国保年金課	令和2年11月17日

8 個人情報にかかる事務処理ミス

令和2年度に発生した個人情報にかかる事務処理ミスは、つぎのとおりである。

表6 個人情報にかかる事務処理ミス

	種別	内容	原因	所管
1	誤送付 (7)	【2年4月】 4か月児健診の未来所者に資料を送付する際、別人の母子カードを混入して送付（1人）	封入物についてダブルチェックを怠った	石神井 保健相談所
2		【2年5月】 特別徴収税額変更通知書を徴収義務者へ送付すべきところ、システム誤入力により別の勤務先へ送付（1人）	中断した入力処理の再開時に対象者の確認を怠った	税務課
3		【2年9月】 医療券を発券する際、近隣の類似した名称の診療所の医療券を発券し送付（1人）	医療券の発券前に医療機関への確認を怠った	石神井総合 福祉事務所
4		【2年9月】 ねりっこ学童クラブ入会承認通知書に延長承認通知書を同封する際、組み合わせを誤り送付（2人）	宛名と封入物についてダブルチェックを怠った	子育て 支援課

	種 別	内 容	原 因	所 管
5	誤送付 (7)	【2年12月】 粗大ごみ処理減免承認書を送付する際、別人の特別児童扶養手当証書の写しを送付(1人)	宛名と封入物についてダブルチェックを怠った	石神井 清掃事務所
6		【3年2月】 会計年度任用職員採用の第一次選考結果通知書を送付する際、別人の通知書を送付(2人)	〃	職員課
7		【3年2月】 自動通話録音機貸与事業のアンケート調査票を送付する際、別人宛ての依頼文を送付(1人)	〃	危機管理課
8	紛失 (7)	【2年4月】 委託事業者がねりっこ学童クラブの入会承認通知書と学童出席状況調査票を紛失(4人)	交換便が届いた際の書類確認が不十分だった	子育て 支援課
9		【2年8月】 介護保険要介護認定・要支援認定申請書を紛失(1人)	書類の処理手順や管理方法が不十分だった	介護保険課
10		【2年11月】 介護保険認定調査票と認定調査経過簿を紛失(1人)	〃	〃
11		【2年12月】 介護保険認定調査票と認定調査経過簿を紛失(1人)	〃	〃
12		【3年3月】 介護保険認定審査会の審査結果書類を紛失(32人)	〃	〃
13		【3年3月】 介護保険要介護認定・要支援認定申請書(コピー)を紛失(1人)	〃	〃
14		【3年3月】 住民票の写し等の交付申請書を紛失(1人)	〃	区民事務所 担当課
15	誤送信 (1)	【2年6月】 委託事業者が会議開催通知のメールを「TO」(他の受信者のアドレスがわかる状態)で送信(31人)	メール送付時に複数職員での確認を怠った	環境課

令和 3 年 6 月 21 日
企画部情報政策課
総務部情報公開課

デジタル改革関連法に関する区の対応について

1 デジタル改革関連法の概要

デジタル社会形成基本法、デジタル庁設置法、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律など 6 法律が、令和 3 年 5 月 12 日、通常国会において可決・成立した（令和 3 年 5 月 19 日公布）。別紙資料参照

2 区の対応

（1）個人情報保護制度の見直し

個人情報保護法の改正により、全ての地方公共団体（以下「団体」という。）等に適用される個人情報に関する全国的な共通ルールが規定されることに伴い、各団体では、公布日から 2 年以内に個人情報保護条例の改正などを行う必要がある。

国の「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」委員を講師に、全庁の関係部署による勉強会を実施した。また、関係課による庁内検討組織において、今後、国から示される個人情報の保護に関するガイドライン等も踏まえ検討を進めていく。

（2）情報システムの標準化

住民基本台帳事務、個人住民税、介護保険、国民年金、生活保護、児童手当など、区が行う 15 業務について、国が作成する標準仕様書に適合した情報システム（以下、標準システムという。）を利用することが義務付けられた。国は、令和 7 年度末までに標準システムに移行することを目標期限としている。

15 業務にかかわる関係課による全庁的な検討組織において、円滑かつ効率的に標準システムに移行できるよう検討を進めていく。

デジタル改革関連法案の全体像

- ✓ 流通する**データの多様化・大容量化**が進展し、**データの活用が不可欠**
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大

- ✓ 新型コロナウイルス対応において**デジタル化の遅れ**が顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの**社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要**

デジタル社会形成基本法案※IT基本法は廃止

- ✓ 「**デジタル社会**」の形成による我が国**経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現**等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、**基本理念**及び施策の策定に係る**基本方針**、国、地方公共団体及び事業者の**責務**、**デジタル庁**の設置並びに**重点計画**の策定について規定

〔IT基本法との相違点〕

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → **データ利活用**により発展するデジタル社会
- ・ ネットワークの充実+国民の**利便性**向上を図る**データ利活用**（基本理念・基本方針）
- ・ デジタル庁の設置（IT本部は廃止）

⇒デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の**基本的枠組み**を明らかにし、これに基づき施策を推進

デジタル庁設置法案

- ✓ **強力な総合調整機能（勧告権等）**を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
- ✓ 国の**情報システム**、**地方共通のデジタル基盤**、**マイナンバー**、**データ利活用**等の業務を強力に推進
- ✓ **内閣直属の組織（長は内閣総理大臣）**。デジタル大臣のほか、特別職の**デジタル監**等を置く

⇒**デジタル社会の形成に関する司令塔**として、**行政の縦割りを打破**し、行政サービスを抜本的に向上

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案

- ✓ 個人情報関係 3 法を **1 本の法律に統合**するとともに、地方公共団体の制度についても**全国的な共通ルール**を設定、所管を**個情委に一元化**（個人情報保護法改正等）
- ✓ **押印・書面**手続の見直し（押印・書面交付等を求める手続を定める48法律を改正）
- ✓ **医師免許等の国家資格**に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大（マイナンバー法等改正）
- ✓ **郵便局**での電子証明書の発行・更新等の可能化（郵便局事務取扱法改正）
- ✓ 本人同意に基づく署名検証者への**基本 4 情報の提供**、電子証明書の**スマートフォンへの搭載**（公的個人認証法改正）
- ✓ 転入地への**転出届に関する情報の事前通知**（住民基本台帳法改正）
- ✓ **マイナンバーカード**の発行・運営体制の抜本的強化（マイナンバー法、J-LIS法改正）

⇒官民や地域の枠を超えた**データ利活用**の推進、**マイナンバーの情報連携**促進、**マイナンバーカード**の利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、**押印等を求める手続の見直し**等による国民の手続負担の軽減等

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案

- ✓ **希望者**において、**マイナポータル**からの登録及び**金融機関窓口**からの口座登録ができるようにする
- ✓ **緊急時の給付金や児童手当**などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする

⇒国民にとって**申請手続の簡素化・給付の迅速化**

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案

- ✓ **本人の同意**を前提とし、一度に**複数の預貯金口座への付番**が行える仕組みや、**マイナポータル**からも登録できる仕組みを創設
- ✓ **相続時や災害時**において、**預貯金口座の所在を国民が確認**できる仕組みを創設

⇒国民にとって**相続時や災害時の手続負担の軽減**等の実現

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案

- ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、**国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組み**を構築
- ⇒地方公共団体の**行政運営の効率化・住民の利便性向上**等

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の概要

趣旨

デジタル社会形成基本法に基づき**デジタル社会の形成に関する施策を実施するため**、個人情報保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の**関係法律について所要の整備を行う。**

概要

個人情報保護制度の見直し（個人情報保護法の改正等）

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPR（EU一般データ保護規則）の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。
施行日：公布から1年以内（地方公共団体関係は公布から2年以内）

マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化（マイナンバー法等の改正）

- ① 国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携を可能とする。
- ② 従業員本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とする。
施行日：公布日（①のうち国家資格関係事務以外（健康増進事業、高等学校等就学支援金、知的障害者など））、公布から4年以内（①のうち国家資格関係事務関連）、令和3年9月1日（②）

マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の抜本的強化（郵便局事務取扱法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS法等の改正）

<マイナンバーカードの利便性の抜本的向上>

- ① 住所地市区町村が指定した郵便局において、公的個人認証サービスの電子証明書の発行・更新等を可能とする。
- ② 公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）の提供を可能とする。
- ③ マイナンバーカード所持者について、電子証明書のスマートフォン（移動端末設備）への搭載を可能とする。
- ④ マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を、転入地に事前通知する制度を設ける。等
施行日：公布日（①）、公布から2年以内（①以外）

<マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化>

- ① 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による個人番号カード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等の規定を整備。
- ② J-LISの代表者会議の委員に国の選定した者を追加するとともに、理事長及び監事の任免に国の認可を必要とする等、国によるガバナンスを強化。
- ③ 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。等
施行日：令和3年9月1日

押印・書面の交付等を求める手続の見直し（48法律の改正）

- 押印を求める各種手続についてその押印を不要するとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。
施行日：令和3年9月1日（施行までに一定の準備期間が必要なものを除く。）

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の概要

趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の**地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。**

概要

① 情報システムの標準化の対象範囲

- 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定
- ※ 児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援

② 国による基本方針の作成

- 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会等から意見聴取の上、方針案を作成

③ 情報システムの基準の策定

- 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定
- 内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定
- 策定時に地方公共団体等の意見反映のための措置を実施

④ 基準に適合した情報システムの利用

- 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

⑤ その他の措置

- 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める。
- 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

⑥ 施行期日

- 令和3年9月1日